

相続登記を忘れていませんか？

～固定資産税と登記の関係について～

税務課固定資産税係 TEL 25-1133

近年、相続が発生しても不動産の登記(名義変更)がされず、放置される土地や建物が増えています。登記されないままの不動産が増えると、固定資産税の課税や管理に支障をきたします。

1. 相続登記とは？

相続登記とは、亡くなったかたの名義の土地や建物を、相続人に変更する手続きです。これまでは任意でしたが、**令和6年4月から義務化**されました。相続を知った日から3年以内に登記が必要で、正当な理由なく怠ると10万円以下の過料となる場合があります。

2. 登記しないとどうなる？

相続登記を行わずに放置すると、次のような問題が生じます。

- 固定資産税の納税通知書が誰に届くのか不明になる
 - 相続人同士で納税負担をめぐるトラブルが発生する
 - 相続人が増えるにつれて、売却や有効活用が難しくなる
- 登記をしないまま年月が経つと、解決にかかる手間や費用も大きくなります。

3. 早めに登記するメリット

相続登記を早めに済ませることで、次のような利点があります。

- 相続人同士のトラブルを防げる
- 将来、売却や貸し出しをスムーズに進められる
- 固定資産税の納税通知が確実に届き、手続きも安心

4. 固定資産税との関係

固定資産税は、土地や建物を所有するかたに納めていただく大切な税金です。しかし、相続登記が済んでいないと所有者が特定できず、固定資産税の案内や管理がスムーズに進まなくなります。その結果、公共サービスの低下、納税の遅れや納税者の不公平感が生じる原因につながります。

5. 相談窓口のご案内

登記の手続きは法務局や司法書士への相談が有効です。

また、固定資産税に関する問い合わせは、税務課固定資産税係まで問い合わせてください。



津地方法務局



日本司法書士会
連合会



相続登記の申請義務化
特設ページ

「相続が発生したら、まず登記を」

ご理解とご協力をお願いします。

とばっ子ハッピーセミナー事業

ハピサタ講座

「子育て家庭の防災や備蓄品について考えよう！」

子育て支援センター TEL 25-7225

市の防災の防災備蓄活用促進事業の一環として、講座を開催します。見て・聞いて・触って・動いて、子どもも大人も楽しく参加できます。非常食などのお土産もありますので、ぜひ参加してください。

とき

12月6日(土)午前10時～11時

場所

保健福祉センターひだまり
2階・ひだまりホール

講師

山本 道子 氏

対象

市内在住の子どもと
保護者、祖父母

募集人員

50人程度

申込期限

12月5日(金)



申し込みは
こちらから